

丹波市水道事業等包括委託業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、丹波市水道事業等包括委託業務の受託候補者を特定するにあたり、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

丹波市水道事業等包括委託業務

3 業務の内容

丹波市水道事業等包括委託業務要求水準書のとおり

4 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 委託料の上限額

委託料の上限額は3,000,000,000円とする（5箇年の合計額。消費税及び地方消費税を含む。）。

なお、この金額は契約時の予定価格となるものではなく、提案時の見積金額の上限額とする。

6 参加者の条件

プロポーザルに参加することができる者は、丹波市水道事業等包括委託業務受託候補者選定要領第3条の条件をすべて満たす者とする。

7 契約保証金

契約金額の10/100以上を、市が定める方法により保証を付さなければならない。

8 スケジュール

プロポーザルは、次のスケジュールに従って行う。

番号	内 容	日 付
1	参加募集の公表	令和6年4月1日（月曜日）
2	資料閲覧申込書の受付期間	令和6年4月1日（月曜日）から 令和6年4月11日（木曜日）
3	資料閲覧の期間	令和6年4月2日（火曜日）から 令和6年4月12日（金曜日）
4	参加意向申出書等の提出期限（提出は、持参又は郵送とする。）	令和6年4月30日（火曜日）

5	参加資格確認結果通知書 プロポーザル関係書類提出要請書の送付	令和6年5月中旬 予定
6	提案書提出要請に係る質問書の提出期限 (提出は、電子メールのみ受け付ける。)	令和6年5月29日(水曜日)
7	提案書提出要請に係る質問の回答	令和6年6月12日(水曜日)
8	提案書等提出期限 (提出は、持参のみ受け付ける。)	令和6年6月26日(水曜日)
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和6年7月10日(水曜日)
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年7月17日(水曜日)
11	最終審査結果通知	令和6年8月中旬 予定
12	契約締結	令和6年9月下旬 予定
13	業務準備期間	契約締結日の翌日から 令和7年3月31日(月曜日)
14	業務開始	令和7年4月1日(火曜日)

※注意点

- ① 提出期限は、午後5時必着とする。
- ② 書類の提出等は、必ず各項目所定の方法で行うこと。
- ③ 郵送又は電子メールで書類等を提出する場合は、提出する旨を必ず事前に丹波市上下水道部水道課(0795-88-5104)へ電話連絡すること。

9 資料閲覧

資料閲覧を希望する場合は、資料閲覧申込書(第1号様式)により電子メールで送信すること。

- (1) 閲覧期間 令和6年4月2日(火)から令和6年4月12日(金)までの期間において、希望者の希望日時を参考に市が調整・指定した日時
- (2) 閲覧場所 丹波市役所春日庁舎 3階 301会議室
- (3) 申込方法 資料閲覧申込書(第1号様式)に必要事項を記入し、送信件名を「丹波市水道事業等包括委託業務に関する資料閲覧申込み」とし、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後、必ず電話により到達の確認を行うこと。
- (4) 提出期限 令和6年4月11日(木)
- (5) 上限人数 1者4人まで
- (6) 閲覧資料 閲覧が可能な資料は、以下のとおり。

- ① 水道施設運転管理業務関係書類
- ② 水道管路維持管理業務関係書類
- ③ 上下水道お客様センター関連業務関係書類
- ④ 保守点検業務関係書類
- ⑤ 水道施設緊急修繕関係書類
- ⑥ その他各業務概要を補足する資料

10 参加意向申出書及び納税証明書の提出

参加する事業者は参加意向申出書（第2号様式）、国税及び地方税に滞納がないことの証明書または3ヶ月以内に発行した納税証明書の原本（令和4年度、令和5年度）を期日までに、持参または郵送により提出すること。

(1) 提出期限 令和6年4月30日（火）

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書（第2号様式） 1部

イ 国税・地方税に滞納がないことの証明書または納税証明書（原本）1部

※市の入札参加資格に登録していない事業所については、令和5～6年度丹波市競争入札参加資格審査申請書提出要領（物品、役務）に基づき、入札参加資格に必要な書類を提出すること。市内の事業所は、丹波市入札検査部入札検査室へ提出すること。市外の事業所は、丹波市上下水道部水道課へ提出すること。また、様式は丹波市ホームページからダウンロードすること。なお、提出期限は4月30日（火）とする。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/jigyoukanri/sinseisyotetudukiannair5-6nyuusatusankasikakusimeinegaibuppin.html> [役務]

(3) 提出先 丹波市上下水道部水道課 宛て

11 提案資格確認の通知

(1) 参加意向申出書の提出があったときは、提案資格を満たす者であるか否かを確認し、提案資格の確認結果を参加意向申出者に対し、参加資格確認結果通知書で通知する。

(2) 提案資格を満たさない旨の通知を受けた参加意向申出者は、通知が届いた日の翌日から5日（休日を除く。）以内に書面により、その理由についての説明を求めることができる。

12 参加の辞退

プロポーザルに参加する事業者が参加資格取得後に辞退を希望する場合は、令和6年7月10日（水）までに、プロポーザル参加辞退届（第6号様式）を持参または郵送により提出しなければならない。

13 提案書提出要請に係る質問の受付及び回答

提案書提出要請に係る質問がある場合は、質問書（第7号様式）により質問を電子メールで送信すること。

(1) 提出期限 令和6年5月29日（水）

(2) 提出書類 質問書（第7号様式） 1部

- (3) 提出先 丹波市上下水道部水道課
電子メール suidou@city.tamba.lg.jp
※送信件名を「丹波市水道事業等包括委託業務に関する質問事項」とし、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後、必ず電話により到達の確認を行うこと。
- (4) 質問の回答 質問者名等を伏せて全参加事業者へ電子メールにより回答する。なお、再質問は受け付けない。
回答日 令和6年6月12日(水)

14 提案書及び見積書の提出

提案資格を満たす者であることを確認した者(以下「提案資格確認者」)は、提案書等(第8号~第17号様式)を作成のうえ、丹波市上下水道部水道課に令和6年6月26日(水)までに持参すること。なお、提案書の提出部数は正本1部、副本16部とする。

提案書の作成に当たっては、日本語表記、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成すること。A3版を使用する場合は、折綴りとする。また、提案書には目次を添付し、ページ番号を付すこと。(※提案書には、見積金額を記載しないこと。)

- (1) 提案書(正本及び副本表紙)(第8号様式)
- (2) 会社の概要、財務状況及び実績(直近2年度分)(第9号様式)
- (3) 業務体制(第10号様式)
- (4) 統括マネジメント業務に関する企画及び技術提案(第11号様式)
- (5) 水道施設運転管理業務に関する企画及び技術提案(第12号様式)
- (6) 水道施設保管理業務に関する企画及び技術提案(第13号様式)
- (7) 水道管路維持管理業務に関する企画及び技術提案(第14号様式)
- (8) 料金等窓口業務に関する企画及び技術提案(第15号様式)
- (9) その他独自の提案(第16号様式)
- (10) 苦情対応等困難事例に関する企画及び技術提案(第17号様式)
- (11) 見積書
 - ア 業務委託見積書及び見積内訳書は、円単位(消費税及び地方消費税を除く)で作成すること。(見積様式第1号、第2号)
 - イ 業務委託見積書及び見積内訳書は、提案書とは別に厳重に封かんし、1部提出すること。

15 プロポーザルの審査及び受託候補者の特定

- (1) プロポーザルの審査にあたっては、丹波市水道事業等包括委託業務に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、別に定める評価基準の評価方法により評価し、評価委員が採点を行う。
- (2) 採点に基づき、評価委員会で受託候補者を特定する。
- (3) 採点の結果、要求基準を満たさない場合は、受託候補者の特定は行わない。

16 プレゼンテーション

評価委員会は、提案書による書類審査を行うとともに、令和6年7月17日（水）に、提案資格確認者からプレゼンテーションを受ける。

提案資格確認者は、プレゼンテーションにおいて提出書類による紙面等での説明を行う。提案書に記載していない内容を、新たに提案することはできない。また、提案資格確認者名が判明しないように配慮すること。

希望する提案資格確認者は、電子機器を用いて行うことができる。なお、市は電源コンセントのみを提供する。

1事業者当たりのプレゼンテーションは、45分程度とし、終了後30分程度のヒアリングを実施する。

出席者は、業務提案書の内容を熟知している者12人以内とし、プロポーザル審査会出席者報告書（第18号様式）により報告すること。

17 受託候補者の特定等

- (1) 評価委員会の選定結果を審査し、受託候補者として特定した者（以下「特定受託候補者」という。）及びしなかった者（以下「非受託候補者」という。）に結果通知書により通知する。
- (2) 非受託候補者は、通知が届いた日の翌日から5日（休日を除く。）以内に書面により、その理由についての説明を求めることができる。

18 契約の締結

- (1) 提案内容に基づき、特定受託候補者と丹波市水道事業等包括委託業務について協議を行い、見積書の提出を求め、予定価格の範囲内で委託料を決定し契約を締結するものとする。
ただし、特定受託候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。
- (2) 契約内容及び業務要求水準書は、前項の協議により精査・調整のうえ確定するものとする。

19 その他の留意事項

次の各号について留意すること。

- (1) プロポーザルに要する費用は、すべて提案資格確認者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、受託候補者の特定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）に基づき、提出書類を公開する。
- (7) 特定受託候補者については、市のホームページで公表する。
- (8) 評価経緯については公表しない。
- (9) 評価結果に関する問合せ、異議の申し立ては一切受け付けない。
- (10) その他、本要領で取り決めのない事項が生じた場合は、評価委員会で協議のうえ決定し、対象者へ通知する。

- 20 書類の提出先及び問合せ先
書類の提出先及び問合せ先は、下記のとおりとする。
〒669-4192
兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
丹波市上下水道部水道課
電話番号 : 0795-88-5104
ファックス : 0795-74-3866
電子メール : suidou@city.tamba.lg.jp

附 則

この要領は、令和6年3月21日より適用する。
この要領は、業務契約締結をもって廃止する。